

電子申請について

第15回締切分から、原則電子申請システム（新システム）を使用して申請することとなりましたが、これまでのJグランツでの申請において、必要提出書類の間違いや未添付が散見されました。

必要提出書類が正しく添付されていない場合、要件不備となってしまいます。必ず確認を行ってから申請するようにしてください。

（１）添付漏れ等不備の多い必要提出書類の例（郵送での申請も同様です）

ア 個人事業主で確定申告書のみ、または収支内訳書（所得税青色申告決算書）のみ提出された。

※確定申告書（第一表及び第二表）は必須です。それとは別に、白色申告者なら収支内訳書の1～2面、青色申告者なら所得税青色申告決算書の1～4面の提出が必要です。

イ 個人事業主で収支内訳書（または所得税青色申告決算書）の1面のみ提出された。

※記載の有無に関わらず、白色申告者なら収支内訳書の1～2面、青色申告者なら所得税青色申告決算書の1～4面全てを提出してください。

ウ 個人事業主で確定申告書を書面提出したが、表紙に税務署受付印がないにも関わらず、「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」添付されていない。

※税務署が発行した「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」原本を提出ください。

「納税証明書」は、別添のとおり「摘要欄」に「内事業所得金額」若しくは「内不動産所得金額」が記載されたものを発行するよう税務署に依頼してください。

エ 個人事業主で電子申告をしているにも関わらず、「メール詳細（受信通知）」ではなく、会計事務所や税理士が発行した「電子申告完了報告書」が提出された。

※国税庁ホームページから出力した「メール詳細（受信通知）」を提出ください。

注）上記ウ、エの内容は、①『法人の方で「賃金引上げ枠（赤字事業者）」を希望する際に提出する法人税申告書』、②『個人事業主の方で「創業枠」を希望する際に提出する開業届』にも適用されます。

注）商工会地区で事業をしており、商工会から「（様式4）事業支援計画書」の交付を受けたにも関わらず、商工会議所地区の申請フォームから電子申請を行ったりした事案がありました。

各商工会で書類の最終チェックを行うとともに、申請先（申請フォーム）について事業者の説明をお願いします。